農 用 地 区 域 か ら の 除 外 要 件

（農業振興地域の整備に関する法律第１３条第２項各号の整理）

|  |  |
| --- | --- |
| １．（必要性、代替え性）必要性、代替え性等の判断 | ① 除外予定地が目的からみて必要最小限の面積であるか。（規模妥当性）② 除外後直ちに農用地以外等に利用する緊急性があるか。（緊急性）③ 農用地区域外の土地について選定検討したか。④ 自己所有のすべてについて検討したか。新たな土地取得は不可能か。⑤ 農振整備計画の達成に支障がないか。 |
| 【記載欄】 |
| ２．（集団性、農作業の効率化、農業上の効率的且つ総合的な利用）農業上の効率的な利用に支障がないこと | 1. 農用地を細断することのない農用地区域の周辺部又は集落介在か。
2. 効率的な農作業を行うために必要な農地の連担性に影響はないか。

③ 除外が土地利用のスプロール化、混在化を招くことがないか。④ 日照・通風及び雨水・汚水等の放流により農業への影響が生じないか。 |
| 【記載欄】 |
| ３．（効率的かつ安定的な農業経営を営む者）農用地の利用集積に支障を及ぼす恐れがないこと | ①認定農業者等が経営する一団の農用地の集団化が損なわれることはないか。②従前より相対耕作者がいないか。いる場合には撤退について同意を得ているか。 |
| 【記載欄】 |
| ４．（排水路等施設機能）土地改良施設等の有する機能に支障を及ぼす恐れのないこと | ①ため池など農地区域を保全するために必要な施設に影響することにより、土砂の流出、崩壊、洪水、湛水等の災害の発生は予想されないか。②農業用排水施設について、土砂流出により用排水停滞、汚濁水流入などは予想されないか。 |
| 【記載欄】 |
| ５．（土地改良事業）農業生産基盤整備事業完了後８年を経過していること | ・該当地域でない場合・・・農業生産基盤整備事業該当無し。・該当地域の場合・・・　　　　　　　　　　事業　　　　　地区工事完了　　　　年　　月　　日工事完了後８年以上経過 |

　※判断の根拠となる資料を添付すること